

# 【2025年度版】7月10日までに社会保険の定時決定の届出が必要です。



社会保険料の計算に使う標準報酬月額は、毎月支払う賃金や役員報酬などに応じて決定されます。しかし昇給などで賃金に変動があった場合、実際の賃金と標準報酬月額に大きな差が生じることがあります。そのため、1年に1度、実際の賃金にあった標準報酬月額を決める必要があります。この手続きを定時決定といいます。

定時決定は、毎年7月1日から7月10日のあいだに、社会保険に加入している役員・従業員（以下、被保険者といいます）に対して、4、5、6月に支給した役員報酬・賃金（以下、賃金といいます）を届出する定例の手続きです。新たに決定した標準報酬月額は、随時改定が発生しない限り、9月から翌年8月までの各月に適用されます。

2025年の届出期限は、7月10日（木）です。

提出方法や届出様式に変更はありません。今回の記事では、定時決定の対象者や標準報酬月額の決定方法について、解説します。

## 定時決定の対象者

---

7月1日時点で在籍している社会保険の被保険者および70歳以上被用者が対象になります。

定時決定の対象となる人・ならない人は以下のとおりです。

| 対象となる人                                                                                                                                                                                                                                                                | 対象とならない人                                                                                                                                                            |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・5月31日以前に社会保険の資格を取得し、7月1日時点で在籍している被保険者（70歳以上被用者（※1）を含む）</li><li>・7月2日以降に資格喪失する人（7月1日以降の退職など）</li><li>・産前産後休業・育児休業等の休職者</li><li>・介護休業中の休職者</li><li>・私傷病休職者などその他の休職者</li><li>・海外勤務の人</li><li>・一時帰休者（※2）</li><li>・二以上勤務者</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>・6月1日以降に資格取得する人（入社など）</li><li>・7月1日以前に資格喪失する人（6月30日以前に退職など）</li><li>・7月随時改定対象（※3）</li><li>・8月、9月に随時改定をする予定の人（※3、※4）</li></ul> |

※1：70歳以上被用者とは、社会保険の加入要件を満たす働き方をしている従業員で、継続雇用をして70歳を過ぎた方や新たに雇用した70歳以上75歳未満の方をいいます。

※2：一時帰休とは、企業の経済的理由や事業の縮小などにより、一時的に雇用が停止される状態です。

※3：随時改定とは、固定的賃金（基本給、諸手当など）が変更になり、標準報酬月額に2等級以上の差が生じたときに行う手続きです。産前産後休業終了時報酬月額変更、育児休業等終了時報酬月額変更を含みます。

※4：8月、9月に随時改定をする予定の人で、届出時において随時改定が予定されている旨を申出するときは、算定基礎届の届出を省略できます。

参考 | [日本年金機構『8月、9月の随時改定予定者にかかる算定基礎届の提出について』](#)

## 標準報酬月額の決定方法

定時決定は、支給月をベースに届出をします。そのため、実際に4、5、6月に賃金が支払われた月の賃金台帳や出勤簿を準備する必要があります。

### （例）20日締め／当月末日払い

賃金台帳：4月20日締め4月30日支払分／5月20日締め5月31日支払分／6月20日締め6月30日支払分

出勤簿：3月21日～4月20日分／4月21日～5月20日分／5月21日～6月20日分

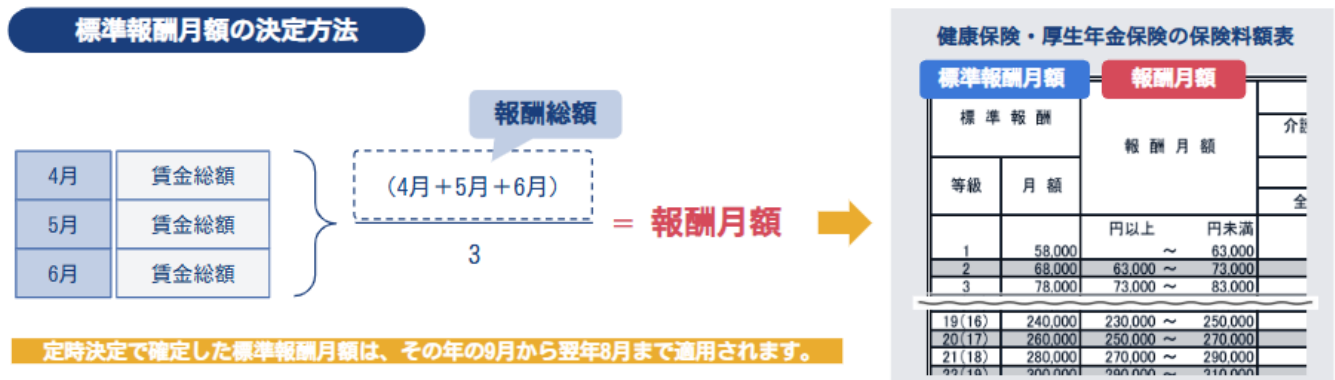
### （例）末日締め／翌月15日払い

賃金台帳：3月末日締め4月15日支払分／4月末日締め5月15日支払分／5月末日締め6月15日支払分

出勤簿：3月1日～3月31日分／4月1日～4月30日分／5月1日～5月31日分

毎年4、5、6月の3か月間に支払われた給与を合計した額（以下、報酬総額といいます）に対して、対象とした月数「3（2または1）」で除した額を**報酬月額**として日本年金機構へ届出します。

届出された報酬月額をもとに、健康保険・厚生年金保険の保険料額表に沿って**標準報酬月額**が決定されます。



なお、算出した報酬月額に小数点以下の端数が出た場合は、1円未満は切り捨てます。

報酬月額を一定の範囲ごとに区分して標準報酬月額が決まるため、端数処理の誤りがあると標準報酬月額に影響が出る可能性もあるため、注意が必要です。

## 報酬月額の対象となる月とは

報酬月額の対象となるのは、4、5、6月に支給された賃金の支払対象となる日数（以下、支払基礎日数といいます）が**1か月に17日以上ある月**です。

支払基礎日数は、給与形態によってカウント方法が異なります。

### <月給制、週給制>

支払基礎日数は、公休日を含めた「暦日数」をカウントします。

休日に出勤した日、年次有給休暇、会社都合の休業日も含みます。

なお、欠勤控除するときは、所定労働日数から欠勤控除した日数を除いた日数です。

### <時給制、日給制>

支払基礎日数は、「実際の出勤日数」をカウントします。

休日に出勤した日、年次有給休暇、会社都合の休業日も含みます。

**パート・アルバイトなどの短時間就労者**は、17日以上を支払基礎日数が1か月もないときは、支払基礎日数が15、16日の月のみ報酬総額とします。

特定適用事業所（厚生年金保険の被保険者数が51人以上）の短時間労働者は、支払基礎日数が11日以上のを報酬総額とします。

## 報酬の対象となるもの・ならないもの

報酬の対象となるのは、給与、俸給、手当、賞与などの名称を問わず、労働の対償として受けるすべてのものを含みます。

また、金銭（通貨）に限らず、通勤定期券、食事、住宅など現物で支給されるものも報酬に含まれます。ただし、臨時に受けるものや、年3回以下支給の賞与などは、報酬に含みません。

| 報酬となるもの                                                                                                                                                                            | 報酬とならないもの                                                                                                                                                                                                   |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <div>金銭（通貨）で支給されるもの</div> <ul style="list-style-type: none"><li>基本給（月給・週給・日給 など）</li><li>各種手当（役付手当、勤務地手当、物価手当、日直手当、家族手当、住宅手当、通勤手当、残業手当 など）</li><li>継続支給する見舞金、年4回以上の賞与 など</li></ul> | <div>金銭（通貨）で支給されるもの</div> <ul style="list-style-type: none"><li>年3回以下の賞与</li><li>企業が恩恵的に支給するもの（結婚祝金、病気見舞金 など）</li><li>臨時的に支給されるもの（大入袋、解雇予告手当、退職金 など）</li><li>保険給付として支給されるもの（労災保険の休業補償給付、傷病手当金 など）</li></ul> |
| <div>現物で支給されるもの</div> <ul style="list-style-type: none"><li>通勤定期券、回数券</li><li>食事、食券</li><li>社宅、寮、被服（勤務服でないもの）、自社製品 など</li></ul>                                                    | <div>現物で支給されるもの</div> <ul style="list-style-type: none"><li>制服、作業着（業務に要するもの）</li><li>見舞品、食事</li></ul> <p>（本人の負担額が、厚生労働大臣が定める価額により算定した額の2／3以上の場合） など</p>                                                     |

## ケースごとの標準報酬月額の算出方法

定時決定には、雇用形態や勤務状況に応じたさまざまな標準報酬月額の決定方法があります。多くの企業で発生する基本的な決定方法をご紹介します。

- 
- 一般的な被保険者のとき
  - 短時間就労者（パート・アルバイトなど）のとき
  - 賃金計算期間の途中から資格取得したとき
- 

### 1 一般的な被保険者のとき

報酬総額に含めるのは、支払基礎日数が1か月に17日以上ある月の賃金です。

月給制であれば支払基礎日数は「暦日数」としますが、月給者で欠勤控除するときは、所定労働日数から欠勤控除した日数を除いた日数となります。

【すべてが17日以上ある】

対象となる賃金計算期間中の支払基礎日数が、4、5、6月の3か月ですべて17日以上の場合、この3か月が報酬総額の対象になります。

例 月給制／毎月20日締め／当月25日払いの場合



【17日未満の月がある】

対象となる賃金計算期間中に欠勤控除となる日が多く、支払基礎日数に17日未満の月がある場合は、支払基礎日数が17日以上を報酬総額の対象とします。

例 17日未満の月がある／月給制／毎月20日締め／当月25日払いの場合



【すべてが17日未満である】

4、5、6月のいずれも支払基礎日数が17日未満の場合や、病気等による欠勤、育児休業や介護休業等により賃金の支払いがまったくない場合は、**従前の標準報酬月額**で決定されます。

**例 3月26日より産前休業／月給制／毎月20日締め／当月25日払いの場合**

4月5月6月

3月26日より産前休業に入ったため、産前休業前の勤務分5日分のみ給与が発生。

すべて17日未満である

支払基礎日数 5日 0日 0日

|              | 支払基礎日数 | 賃金総額    |
|--------------|--------|---------|
| 4月           | 5日     | 71,428円 |
| 5月           | 0日     | 0円      |
| 6月           | 0日     | 0円      |
| 報酬総額（すべて対象外） |        | 0円      |
| 報酬月額（平均できない） |        | 0円      |

従前の標準報酬月額 260千円

従前の標準報酬月額で決定される場合、算定基礎届の「備考」の欄に一般的な方法では算定できない理由を記載してください。

| 項目名 | ① 被保険者整理番号  |             | ② 被保険者氏名    |             | ③ 生年月日    |                     | ④ 適用年月  |         | ⑬ 個人番号【基礎年金番号】<br>※70歳以上被用者の場合のみ                                                                                                                |  |
|-----|-------------|-------------|-------------|-------------|-----------|---------------------|---------|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
|     | ⑤ 従前の標準報酬月額 |             | ⑥ 従前改定月報酬月額 |             | ⑦ 昇（降）給   |                     | ⑧ 通及支払額 |         | ⑭ 備考                                                                                                                                            |  |
|     | ⑨ 給与支払月     | ⑩ 給与計算の基礎日数 | ⑪ 通貨によるものの額 | ⑫ 現物によるものの額 | ⑬ 合計（⑪+⑫） | ⑭ 総計（一定の基礎日数以上の月のみ） | ⑮ 平均額   | ⑯ 修正平均額 |                                                                                                                                                 |  |
| 1   | ⑨ 支払月       | ⑩ 締日数       | ⑪ 通貨        | ⑫ 現物        | ⑬ 合計（⑪+⑫） | ⑭ 総計                | ⑮ 平均額   | ⑯ 修正平均額 | 「5.病休・育休・休職等」を○で囲んでください。<br><br>一般的な方法で算定できない理由を記入します。<br><br>5. 病休・育休・休職等<br>6. 短時間労働者（パート・アルバイト等）<br>7. パート<br>8. 年間平均<br>9. その他（R×/3/26から休職） |  |
|     | 4月          | 5日          | 71,428円     | 0円          | 71,428円   |                     |         |         |                                                                                                                                                 |  |
|     | 5月          | 0日          | 0円          | 0円          | 0円        |                     |         |         |                                                                                                                                                 |  |
|     | 6月          | 0日          | 0円          | 0円          | 0円        |                     |         |         |                                                                                                                                                 |  |

**2 短時間就労者（パート・アルバイトなど）のとき**

短時間就労者とは、正社員に比べて短い時間で働く人のことです。パート・アルバイト、契約社員、嘱託社員など名称を問わず、週の所定労働時間および月の所定労働日数が、正社員と比べて4分の3以上の被保険者です。

短時間就労者のときは算定基礎届の備考欄「7. パート」を○で囲みます。

|     |             |                 |             |             |                     |         |         |  |                                   |  |
|-----|-------------|-----------------|-------------|-------------|---------------------|---------|---------|--|-----------------------------------|--|
| 項目名 | ① 被保険者整理番号  |                 | ② 被保険者氏名    |             | ③ 生年月日              |         | ④ 適用年月  |  | ⑦ 個人番号 [基礎年金番号]<br>※70歳以上被用者の場合のみ |  |
|     | ⑤ 従前の標準報酬月額 |                 | ⑥ 従前改定月     |             | ⑦ 昇(降)給             |         | ⑧ 選及支払額 |  | ⑨ 備考                              |  |
|     | ⑩ 給与<br>支払月 | ⑪ 給与計算の<br>基礎日数 | 報酬月額        |             | ⑫ 総計(一定の基礎日数以上の月のみ) |         | ⑬ 平均額   |  |                                   |  |
|     |             |                 | ⑭ 通貨によるものの額 | ⑮ 現物によるものの額 | ⑯ 合計(⑭+⑮)           | ⑰ 修正平均額 |         |  |                                   |  |

|   |       |      |           |           |           |          |       |         |
|---|-------|------|-----------|-----------|-----------|----------|-------|---------|
| 1 | ① 支払月 | ② 日数 | ③ 通貨によるもの | ④ 現物によるもの | ⑤ 合計(③+④) | ⑥ 総計     | ⑦ 平均額 | ⑧ 修正平均額 |
|   | 4月    | 17日  | 124,950円  | 0円        | 124,950円  | 396,900円 |       |         |
|   | 5月    | 19日  | 139,650円  | 0円        | 139,650円  | 132,300円 |       |         |
|   | 6月    | 18日  | 132,300円  | 0円        | 132,300円  |          |       |         |
|   |       |      |           |           |           |          |       |         |

時給制や日給制の場合の支払基礎日数は、  
実際の出勤日数(有給休暇含む)でカウントします。

「7.パート」を○で囲んでください。

短時間就労者の支払基礎日数が3か月すべて17日以上の場合のときは、一般的な被保険者のケースと同じく3か月が報酬総額の対象となります。

また、4、5、6月の3か月のうち17日未満の月があるときは、算定方法が3パターンあるため以下を確認してください。

### 【17日以上の月が1か月以上ある】

短時間就労者で支払基礎日数が17日以上の月が1か月以上あるときは、支払基礎日数が17日以上の月を報酬総額の対象とします。

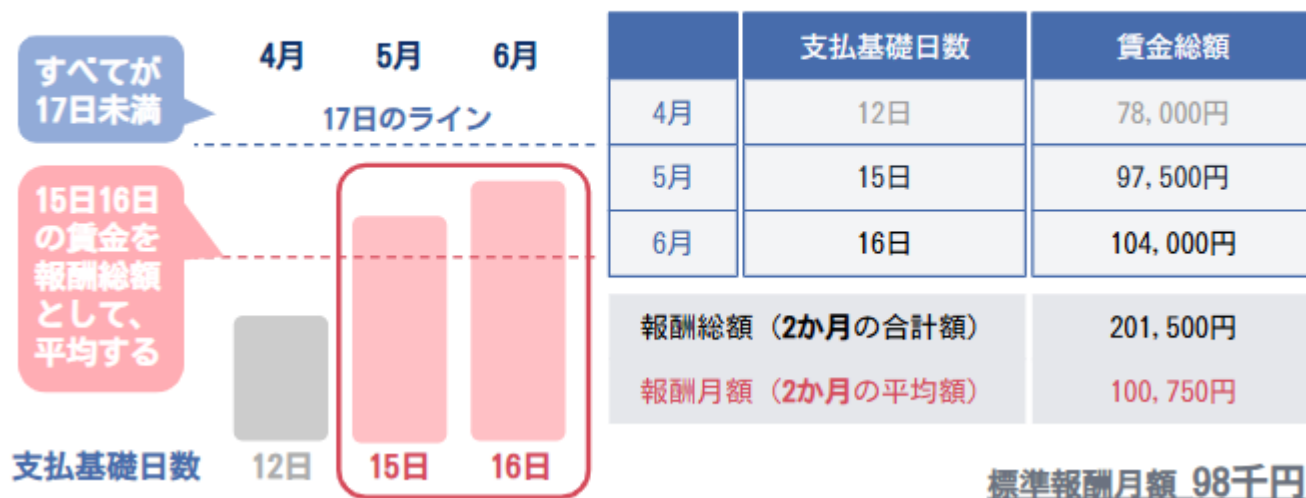
#### 例 4月と5月の支払基礎日数が17日未満だった／時給制



### 【すべてが17日未満である】

短時間就労者で、4、5、6月すべての支払基礎日数が17日未満のときは、支払基礎日数が15日、16日の月を報酬総額の対象とします。

## 例 3か月すべてが17日未満だった／時給制



### 【すべてが15日未満である】

短時間就労者で、4、5、6月すべての支払基礎日数が15日未満のときは、4、5、6月の報酬総額で算定せず、**従前の標準報酬月額**で決定されます。

従前の標準報酬月額で決定される場合、一般的な被保険者の【すべてが17日未満である】ケースと同じく、算定基礎届の「備考」の欄に一般的な方法では算定できない理由を記載してください。

### 3 賃金計算期間の途中から資格取得したとき

4月1日に入社するなど、企業の給与締め日・支払日によっては、給与の支払対象となる期間の途中から資格取得することにより対象となる月の1か月分の賃金が支給されないことがあります。その場合、**1か月分の賃金が支給されない月を除いた月を対象**とし報酬総額を算出します。報酬総額は、1か月分の賃金が確保された月から対象となります。

## 例 4月1日入社／月給制・毎月20日締切、翌月10日支払の場合

| 4月            | 5月 | 6月 | 支払基礎日数 | 賃金総額     |
|---------------|----|----|--------|----------|
| 4月            | 5月 | 6月 | —      | —        |
| 4月            | 5月 | 6月 | 20日    | 148,000円 |
| 4月            | 5月 | 6月 | 30日    | 200,000円 |
| 報酬総額（2か月の合計額） |    |    |        | 348,000円 |
| 報酬月額（2か月の平均額） |    |    |        | 174,000円 |
| 修正平均額（対象月平均額） |    |    |        | 200,000円 |

4月5月を除いた6月賃金のみを報酬総額として平均する

支払基礎日数 0日 20日 30日

標準報酬月額 200千円

- ・4月分（2月21日～3月20日）は入社前のため支払なし。
- ・5月分（3月21日～4月20日）は日割計算により1か月分の給与が支給されない。

5月分の賃金は日割計算になり、1か月の賃金が支給されないため、4月、5月を除いた6月のみの報酬総額で報酬月額を算出し修正平均として使用します。

修正平均とは、4月から6月のあいだに支払われた賃金で計算すると高い標準報酬月額になったり、反対に、低い標準報酬月額で計算されてしまったりということが起こるため、それらを調整することをいいます。

この修正平均を使用した場合、算定基礎届の「備考」の欄に、必ず修正平均の内容を記載しなければなりません。

| 項目名         | ① 被保険者整理番号  | ② 被保険者氏名  | ③ 生年月日              | ④ 適用年月  | ⑦ 個人番号【基礎年金番号】<br>※70歳以上被用者の場合のみ |
|-------------|-------------|-----------|---------------------|---------|----------------------------------|
| ⑤ 従前の標準報酬月額 | ⑥ 従前改定月報酬月額 | ⑦ 昇（降）給   | ⑧ 週及支払額             | ⑨ 給与支給月 | ⑩ 給与計算の基礎日数                      |
| ⑪ 通貨によるものの額 | ⑫ 現物によるものの額 | ⑬ 合計（⑪+⑫） | ⑭ 総計（一定の基礎日数以上の月のみ） | ⑮ 平均額   | ⑯ 修正平均額                          |

5月分の給与は、日割計算になり1か月の給与が支給されないため、4月、5月を除いた6月のみの賃金総額で報酬月額を算出し修正平均として使用します。

修正平均の内容を記入します。

「4.途中入社」を○で囲んでください。

| 1  | ① 支払月 | ② 日数 | ③ 通貨     | ④ 現物 | ⑤ 合計     | ⑥ 平均額    | ⑦ 修正平均額  |
|----|-------|------|----------|------|----------|----------|----------|
| 4月 | 20    | 日    | 148,000円 | 0円   | 148,000円 | 174,000円 | 200,000円 |
| 5月 | 20    | 日    | 148,000円 | 0円   | 148,000円 | 174,000円 | 200,000円 |
| 6月 | 31    | 日    | 200,000円 | 0円   | 200,000円 | 200,000円 | 200,000円 |

標準報酬月額の決定には、今回紹介した方法以外にもさまざまなパターンがあります。

その中でも注意が必要となるのが、以下のケースです。

- ・ 特定適用事業所の短時間労働者
- ・ 社会保険適用促進手当を支給している場合 など

これらのケースでは特別な計算方法や注意点があるため、該当する場合は必ず確認することをおすすめします。必要に応じて、下記を参照してください。

## 定時決定の届出方法

---

定時決定の届出には、算定基礎届という書類を使います。6月中旬より順次、算定基礎届が同封された茶色の封筒が、日本年金機構から企業宛に発送されています。

**届出様式：**健康保険・厚生年金保険 被保険者報酬月額算定基礎届／70歳以上被用者算定基礎届

**添付書類：**なし

**届出期限：**2025年7月1日（火）～2025年7月10日（木）

**届出先** ：事務センターまたは管轄の年金事務所

**届出方法：**郵送、電子申請、電子媒体（CD・DVD）持参、窓口持参

郵送のときは、日本年金機構からの送付物に同封された返信用封筒を使って届出してください。また、電子媒体（CD・DVD）で届出をするときは、電子媒体届出書総括票の添付が必要です。



## おわりに

---

定時決定は、毎年決まった時期に必ず行う手続きです。

届出期間は7月1日から7月10日と短いため、6月支給の賃金が確定したら手続き準備を進めることをおすすめします。日本年金機構から、定時決定の流れについての動画も提供されています。ぜひ参考にしてください。

なお、日本年金機構では、各種手続きのオンライン化を進めています。手続きに必要な被保険者データなどは「オンライン事業所年金情報サービス」サイトから受け取ることができます。ぜひご利用ください。

参考 | [日本年金機構『令和7年度 算定基礎届事務説明』](#)

参考 | [日本年金機構『被保険者データの受け取りはオンライン事業所年金情報サービスをご利用ください』](#)

---